

|            |           |
|------------|-----------|
| 島田 けい子 議員  | 一般質問・・・1  |
| ばばこうへい 議員  | 一般質問・・・8  |
| 山内 よし子 議員  | 一般質問・・・15 |
| 他会派の一般質問項目 | ・・・・・・24  |

●京都府議会 2020年2月定例会一般質問が2月20日、21日、25日に行われ、日本共産党の島田けい子議員、ばばこうへい議員、山内よし子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

## 島田けい子議員（日本共産党・京都市右京区）      2020年2月21日

### **美山診療所の入院病床、医師複数体制の確保を**

**【島田議員】**日本共産党の島田敬子です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、美山診療所についてです。地域ぐるみで、美山地域の医療の存続・充実を願う住民運動が広がり、昨年6月には1300名を超える署名が寄せられていることはご承知のとおりです。この間、南丹市医療対策審議会が開催され、医師確保や今後の美山診療所の在り方についての審議が行われ、大詰めを迎えております。医師確保についても二転三転しましたが、やっと、4月から後任医師が赴任する運びと伺っております。

さて、昨年11月から12月にかけて、美山まちづくり委員会や美山地域振興連絡協議会などが「美山地域の医療に関する住民アンケート」に取り組みされました。このアンケートに旧美山町人口3,810人の35%、1,325人（705通）の住民が回答しました。回答者の65%が65歳以上であり、過去5年間の受診・入院経験者は全体の90%にもなります。回答者の半数52%が「自宅に近い」美山診療所を利用し、自分で車を運転して平均40分ほどかけて来院している方が63%という実態が明らかにされています。回答者の3割が、休日・深夜の急病を経験し、身近なプライマリーケアをする医療機関として、現在の診療体制の維持、存続・拡充を願っておられます。

こうしたなか、開催された昨年7月の第一回南丹市医療対策審議会で、市長から「経営的負担をなくし、医療に専念できる体制作りとして診療所の直営化を進める」ことが表明されました。10月23日の第二回審議会は、住民20人が傍聴に駆けつけられるなか、開かれました。この場で、診療所のあらたな運営方針が南丹市から示されました。その内容は、国等の補助金を得やすい国保直営診療所として設置し、外来診療や往診などを安定的に継続できる事業を行う新しい診療所として開設すること、入院については経費的な面や市の財政負担なども考慮し、現在の4床のベッドについて休床を踏まえた検討を考えていること、訪問リハビリ、短期入所、通所リハビリなどの介護事業や介護老人保健施設運営について他の法人を検討することなどです。

先ほど紹介した、住民医療アンケートでは、美山診療所を南丹市直営として、複数の医師体制で現在

の機能を維持継続してほしいという住民の強い願いが寄せられておりましたが、審議会の中でも「地理的に病院への通院が困難であり、身近な生活の中でいつでも安心して受けられる医療が必要」との声や、「医療と介護の仕事をさらに広げる必要がある。地域での役割は大きい」「高齢化が進む美山地域でいのち・健康を最優先されるようにしてほしい」「子供を持つ親として近くに病院がないと不安」などの切実な声が寄せられております。

また、美山の救急搬送の現状について、中部広域消防圏部消防署長から、「美山診療所のこれまでの医療が継続できないことになると、非常に傷病率が悪化する」という重要な報告がありました。わたくしも直接お話を伺いました。「美山出張所の救急車で美山町外へ搬送するが、長い時には半日がかかり。その間に救急患者が発生すれば、丹波、日吉、園部の出張所が応援体制をとり救急車で向かうが、早くて30分はかかる。美山診療所の入院病床があることは重要である」と伺いました。

地域医療は、住民の命を守るために24時間365日、切れ目なく継続されなければなりません。とりわけ、へき地での地域医療でこそ、「医師が交代で確実に休める体制」をつくる必要があります。医師体制の複数化が各地で進められています。在宅医療には、療養中の患者さんの容体悪化時にすぐ入院できるベッドが必要です。厚生労働省は、高齢者の生活圏域毎に、医療・介護が一体となった包括ケアシステムの構築を進めています。美山は南北20キロ、東西30キロメートルで、亀岡市役所と津市役所の距離に匹敵する広大な中山間地域です。美山の在宅患者さんが必要時すぐに入院ベッドを確保することは簡単ではありません。受け入れ態勢の困難も指摘されています。入院をなくしても医師の負担が減るとは限りません。以上の点を踏まえて伺います。

一つには、美山診療所において、救急医療や在宅医療を安定的に確保するため、医師複数体制を整えるべきと考えますがいかがですか。

二つには、美山診療所の運営のためには、本府や南丹市の財政支援など強力な支援が必要と考えます。また、医療の専門家がない南丹市でこれらを解決していくためには、知事のリーダーシップのもと、本府の支援が必要と考えますがいかがですか。現在の本府の取り組み状況について伺います。

三つには、救急搬送や在宅医療の現状、地理的諸条件からも、医療空白をつくらないためには、美山診療所が有する入院病床の確保がどうしても必要と考えますが、いかがですか。

四つに、訪問リハビリ、短期入所、通所リハビリなどの介護事業や介護老人保健施設の運営について診療所から分離し他法人へ移す案については、医師確保やリハビリスタッフ等の人件費など新たなコストが増え、これまでの医療・介護の一体的な運営を壊すことになりかねないと考えますが、美山診療所と南丹市でどのような協議が行われているか、お聞かせください。

**【西脇知事・答弁】** 島田議員のご質問にお答えします。美山診療所の医師確保や今後のあり方についてでございます。超高齢社会を迎える中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に適正な医療を受けられる体制を構築することが重要であります。

各地域においては1つの病院や診療所だけですべての医療を担うのではなく、病診連携や病病連携などにより、地域全体で医療を提携できる体制づくりを進める必要がございます。このため、病院や診療所におきましては、地域でどのような医療を担うのかにより、必要な医師の体制も異なってまいります。

議員ご質問の美山診療所につきましては、京都府の保健所長も参画する南丹市医療対策審議会におきまして、どのような医療を提供するかなどについて検討されており、医療関係者や学識経験者等か

らは、医師確保等の観点から、医師1人であっても持続可能な診療体制を検討すべき、また京都中部総合医療センターや明治国際医療大学附属病院、医師会も含め地域全体でバックアップ体制を構築すべきなどの意見が出されておりました、年度内には答申が出される予定と聞いております。京都府といたしましては、南丹市が出される方向性やご要望を十分に尊重し、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されますよう、南丹地域医療構想調整会議の中でしっかりと議論をし、引き続き必要な支援をおこなってまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

**【健康福祉部長・答弁】**美山診療所の医師確保と今後のあり方についてでございます。美山地域をはじめとするへき地診療所に対しては、地域医療に必要な施設設備等に対して支援をしており、美山診療所については平成29年度にはCTスキャン装置を、30年度にはX線撮影装置の整備を支援したところでございます。美山地域の医師確保については、地元の医療状況を熟知されている地区医師会の会長が議長を務められる南丹市医療対策審議会において、地域の中核病院との病診連携のあり方や、入院機能の必要性など検討されており、年度内にも答申が出されると聞いております。

先ほど知事が答弁申し上げました通り、京都府としてはその答申に沿って南丹市が示される方向性やご要望を十分尊重し、地域に必要な医師を含めた医療提供体制が確保されるよう、南丹地域医療構想調整会議の中でしっかりと議論してまいります。

介護事業や介護老人保健施設については、保険者である南丹市が美山地域を含めた南丹市全体の介護保険の状況を踏まえ対応されることとなりますが、京都府としては南丹市の意向を踏まえた必要な支援をおこなってまいりたいと考えております。

## 住民の命を守る地域医療の支援へ府の責任を果たせ

**【島田議員・再質問】**ご答弁ありがとうございます。美山診療所の複数医師の確保の必要性についてお尋ねしたところ、1人であっても持続可能な体制でと、あとは地域でネットワークでということですが、るる述べてきましたように、また今議会に限らずこれまでも紹介してきましたように、へき地で医療を確保しようと思えば、もちろん常勤のお医者さんが、所長さんが1人いらっしゃって、あとは派遣で病病・病診連携を今でもやっているわけですから、その複数医師の確保が必要ですよということをお尋ねしているんです。答申を踏まえてとおっしゃいます。しかし現地の議論を聞いておると、やはり財政上の問題とか医師確保などの府の支援、決断なしには進みません。これは南丹市もたいへんお困りだと思うんですよ。なので府の責任をどう果たしていくのかと。現地の答申とか議論は承知をしております。そのうえで担当者も派遣されておりますから、京都府がどう責任を取るかという、そのことを明確にご答弁いただきたいと思っております。

南丹市の医療審議会、第1回から3回までの議事録をすべて拝見いたしました。第3回審議会では、住民代表の委員から「直営というから非常に期待した。しかし入院病床を休止するとは、開設以来、美山地域では初めてのことで非常にショックな事である」「財政的に困難というが、何も新しいものを作ってくれとは言っていない。何とか今の医療を残していただけないか。これは住民のエゴなんですか。今あるベッドを残せというのが贅沢ですか」と述べておられます。まったくその通りだと思うんです。この声に、知事はどう答えますか。明確にお答えください。

今日、先ほどあらためて職員有志の皆さん方が、利用者の声を集めて持ってきていただきました。美山診療所の存続を願う切実な声がびっしり書かれておりますので、また後程知事にはお渡ししたいと思うんですが。「お母さんの介護6年間、リハビリや訪問介護、ショートステイで診療所にお世話になって在宅で看取ることができた。その上に夫が末期がんを宣告され、京都市内の病院から帰ってきた。診療所のベッドを空けておくからいつでもどうぞと、医師や看護師の励ましで最後まで住み慣れた家で夫さんも看取ることができた」ということであります。美山診療所のおかげだと。「財政難で切りたくないでほしい」これが住民の声です。知事がこの声にどうこたえるのかということでもあります。住民に身近な入院入所施設はこのように重要です。訪問通所リハビリ、入院医療、老人保健施設などの一体的運営が壊れたらどうなるのかと、住民の不安が一気に高まっているのでありますので、この点でも、知事自身のお言葉でご答弁をいただきたいと思っております。

**【知事・再答弁】** 島田議員の再質問にお答えします。まず医師1人であっても持続可能だと申し上げましたのは、審議会での学識経験者、医療関係者の意見を紹介したことでございますので、結論として申し上げたわけではございません。ただ美山診療所における医師の複数体制につきましては、やはり診療所がどのような医療提供を行うのかにより、その体制も変わってまいると考えておりますので、その医療をどう持つかにつきましては、現在南丹市の医療対策協議会が検討し、大詰り年度内に答申すると伺っておりますので、その答申を受けまして南丹市が出される方向性、ご要望を十分尊重しながら、京都府としては引き続き支援をしてみたいと考えております。

**【島田・再々質問】** どんな医療が必要か、議論をされていると南丹市の意向を尊重するのは当然ですけれども、地域では例えば林健診療所も閉鎖をし、その前の知井地区の診療所もなくなっているんですね。おまけに診療所を縮小すると今の医療より明確に後退するわけですよ。これはずっと取り上げてきましたけれども、元々複数いたお医者さんがいらっしゃらなくなって、尾寄先生が一生懸命支えてこられた。これを存続するだけで複数いると言っているんですよ。高齢化率が46%の美山地域で、外来診療のバックアップ、在宅ケアの連携の要で、入院病床が命綱ですよと、私は昨年6月議会でも知事に伺いました。知事は「診療所は命綱であるのは十分理解している。その観点も踏まえて議論に参加していく」と、答弁されました。再度この点知事の決断が必要だと思うんですけれども、もう一度お答えください。

**【知事・再々答弁】** 島田議員の再々質問にお答えします。診療所がその地域にとりまして命綱だという思いは全く変わっておりません。ただ非常に厳しい医療環境を取り巻く状況のなかで、どうやって地域の医療体制を確保していくかということについて、審議会でも真剣に議論をされていると思います。まさにその結論を受けまして、我々も引き続き支援をしてみたいという考えでございます。

**【島田】** 美山住民の命を守るために、医師派遣の決断、財政支援が一番のネックだと思いますので、公営でも民間でも応援するとずっとおっしゃっていただきましたので、どうぞその立場でご努力いただきたいし、知事が現地で直接住民の声もお聞きいただいたらどうかと、併せて要望して次の質問に移ります。

## 安倍政権による公立公的病院の再編統合、社会保障の大改悪路線の撤回を

次に、公立・公的病院の再編統合「再検証」通知について伺います。

厚生労働省は、1月17日、「地方側から一定の理解が得られた」として、全国440病院に対し、病院のベッド削減や再編統合を「要請する通知」を各都道府県に発出しましたが、昨年9月26日に公表した424病院のリストについて、診療実績データの報告漏れや厚生労働省の集計ミスが判明し、いったん公表した名前を一部撤回するなど非常にずさんなやり方も判明いたしました。

名指しされた病院では、「病院がなくなるのではないか」という地域住民の不安が広がる一方、病院への就職内定者が辞退するなどの風評被害も広がり、病院経営にも深刻な影響をもたらしております。市立福知山市民病院の香川恵造病院長は、「総合診療医をはじめ、地域で活躍できる医療人材の育成を行う病院、地域包括ケアのつなぎ目となる在宅療養支援病院と確認し、現在まで市民病院大江病院を運営してきた。急性期の一部だけで病院の色分けするようなことは地域矛盾を引き起こす。地域住民の不安を与え、公表された病院は風評被害をこうむった。地域の状況をまったく勘案しておらず、批判や反響は当然だ」と京都保険医新聞紙上で述べておられます。

国立病院機構宇多野病院では、難病治療のために病院の近くに転居してきた患者さんもおられます。難病医療の拠点病院である宇多野病院を「再編統合」の対象に名指しするとはどういうことかと、不安の声が上がっています。

「再検証リスト」発表後、「データの根拠そのものが不明瞭」「頭ごなしで再編統合を発表するのは問題」など批判が噴出し、対象とされた各医療機関や関係団体から抗議が相次ぐなか、総務省・厚生労働省は「基準をおしつけるものではない」と釈明せざるを得なくなっていたにもかかわらず、「再検証要請通知」を発出したことは、「ベッド削減ありき」「医療給付費削減ありき」で国の基準を地方の病院へ押しつけることに他なりません。

12月定例会本会議で、光永議員の質問に対し知事は、「きわめて遺憾」と表明されました。しかし明確に反対の表明をされませんでした。先に述べたように、リストに挙げられた医療機関においては風評被害をはじめ、医師や看護師などの人材確保、さらには病院経営にも深刻な影響をきたしております。そこで伺います。あらためて、「再検証」リストは撤回を求めていただきたいと考えますが、いかがですか。

また、今回の「再検証」要請通知発出にあわせ、2017年の病床機能報告で高度急性期、急性期病床を有するとした民間病院の診療実績データを都道府県に提示するとされ、そのデータの公開については都道府県の判断に任せるとされています。本府としてどのように対処されるのか、伺います。

「再検証」公表後の昨年10月28日に開催の経済財政諮問会議で、財界代表である民間議員は「官民合わせて13万床の過剰病床の削減、急性期から回復期への病床転換等について、期限を区切って必ず成し遂げなければならない」と強く主張し、民間病院も再編の必要性を分析するように求めています。

「今後3年間で集中再編期間として、大胆な財政支援、診療報酬措置の効果検証、転換を加速すべき」と発言しています。これまで本府は、「地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ、それぞれの病院の役割や病床機能のあり方について、丁寧に議論を進めていく」とされましたが、国は今後、「新公立病院改革プラン」や「公的医療機関等2025プラン」などをもとに、地域の調整会議でいったん合意したものを、強引に覆し、期限を区切って、病院統合やダウンサイジングを行う結論へと導こうとしています。

これら安倍政権の進め方は、地方や地域の自治や主権をないがしろにするものと考えます。国に対して、きっぱりとこうしたやり方を中止するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

安倍政権は、医療提供体制を縮小するとともに、「全世代型社会保障」の名で、年金の大幅削減、医療・介護の負担増と給付削減、病床削減、保育予算の削減など「全世代」に痛みを押し付けようとしています。とりわけ高齢者を狙いうちにした年金、医療、介護の切り捨てを進めていることは許されません。

75歳以上の窓口負担を原則1割から2割に引き上げることが「全世代型社会保障検討会議」で検討され、財務省の財政制度審議会からもその実施を求める答申が出されています。さらに財政審は、高齢者医療の「現役並み所得」の対象拡大、医療機関の窓口負担に上乗せして定額を徴収する「受診時定額負担」の導入、薬剤費の一定額までの全額自己負担などの患者負担増の提案が目白押しです。

さらに、介護サービス利用料についても財指針は、原則1割を2割へと引き上げることを念頭に、段階的な負担増を提案しています。ケアプランの有料化、介護施設の食費居住費の軽減措置(補足給付)の対象の絞り込みや、要介護1・2の生活援助の保険給付はずしも狙われています。

こうした負担増や給付の抑制は、受診抑制やサービスの利用控えをさらに広げ、病気の早期発見、早期治療を妨げ、要介護状態の悪化を招くなど、逆に給付費を増大させるだけではないかと考えますがいかがですか。

これら患者負担増に対しては、日本医師会をはじめ医療関係団体からも懸念の声が噴出するとともに、介護関係では日本ホームヘルパー協会、「認知症の人と家族の会」などから見直しをもとめる要望が上がりました。さらに全国後期高齢者医療広域連合協議会は、負担増中止と国庫負担引き上げを要望しています。本府としても、安倍政権が狙う社会保障の連続改悪に対して中止を求めるべきです。いかがですか。

また、新年度予算案には、「後期高齢者保険料低減対策事業費が計上されておりますが、保険料上昇を抑制するということですが、さらに、本府の老人医療助成制度の窓口負担についても2割負担を元の1割負担に戻すなど、窓口負担の軽減へご努力いただきたいと考えます。いかがですか

**【健康福祉部長・答弁】** 公立公的病院等の「再検証」についてでございます。昨年9月に国が行った「再検証」が必要な公立公的病院名の公表については、あまりにも唐突で、全国一律の基準による機械的な分析結果にもとづく一方的なものであり、地域住民に不安を与えるものであることから極めて遺憾であり、全国知事会等から国に強く申し入れを行ったところでございます。

京都府としては、公表された各病院は神経難病等、専門医療やリハビリテーション機能、在宅医療支援など地域で必要な役割を担っていただいているところであり、今後それぞれ病院の役割を改めて示してまいりたいと考えております。

京都府では各医療圏ごとに設置しております地域医療構想調整会議において、これまでから民間病院も含め、各医療機関から報告された病床機能や診療実績等のデータをもとに、地域に必要な役割や機能について課題を共有してまいりました。今回の国から提供された資料も参考にしながら、人口動態やその将来設計、医療機関までのアクセス、病床の転換状況などを活用して、民間病院を含む地域医療の確保について地域医療構想調整会議の中でさらに議論を深めることとしております。

京都府の地域包括ケア構想においては、令和7年(2025年)の必要病床数は現状の病床数を維持することとしており、高齢化の進展などを踏まえて病床を減らすのではなく、地域の実情を踏まえ急性

期病床から回復期病床への転換などを進めてまいりたいと考えております。現在も各地域医療構想調整会議において、丁寧に議論を進めているところであり、国に対しては地域医療調整会議の結果を十分に尊重するよう強く申し述べていくこととしております。

次に全世代型社会保障についてであります。社会保障制度は府民の生活を守る大切な社会的インフラであり、人生100年時代を迎え、持続可能な安定的な制度として次世代に引き継いでいくことが大切であると考えております。京都府では府民の方々が安心して必要な医療や介護を受けていただくことができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険制度に対し所要の予算を確保し、制度をしっかりと支えてきているところであり、今議会においても約930億の予算を提案しているところでございます。

昨年12月に国の検討会議において取りまとめられた中間報告では、全世代型社会保障は給付と負担の見直しだけでなく、健康づくりや早期治療、重症化予防、また介護予防などを進めることにより、全ての世代が安心できる社会保障の構築を目指すものとされております。

京都府ではこれまでからデータ分析にもとづく予防、健康づくりを進めるとともに、運動と口腔ケア、栄養食生活改善を組み合わせた介護予防総合プログラムの普及を進めているところであります。また給付と負担の見直しの検討にあたっては、とりわけ低所得者の生活実態や医療機関への受診行動、介護サービスの利用などに影響が出ないように配慮するとともに、負担の見直しに際しては急激な変動が生じないように、必要な措置を講じることなどを国に対し強く求めているところでございます。

次に老人医療助成制度、いわゆる「マル老」については高齢者の医療と健康を守るため、国の医療制度を補完する制度として、多くの府県が制度を廃止するなか、府・市町村とともに厳しい財政状況にありながらも全国トップの水準を維持しているところであります。今後とも市町村とともに制度の維持に努めてまいりたいと思っております。

**【島田・指摘要望】** ご答弁ありがとうございます。国のやっている方向は、狙いで重病化・重症化予防とか介護予防やっているということですが、お金がないと病院にかかれないという事態になっているんですね。国民健康保険の問題は今回取り上げておりませんが、高すぎる国民健康保険料が払えずに保険証がなくて病院に行けない、負担が増えて行こうにも病院に行けない、そうすると重病化になって医療費もどんどん増えるということなんですよ。こうしたやり方について国の方向を基本的に是認する答弁というのは、非常に現状認識を改めていただかなければと思います。

開会中の衆議院予算委員会で、わが党の高橋千鶴子議員の質問に対し加藤厚労相は、経済財政諮問会議の場で、地域医療構想が「当初の姿にならないとの指摘があった」とはからずも答弁がありました。そして来年度予算では、病床削減を行う医療機関に全額国庫負担で補助し、令和3年からは消費税を財源とする新たな仕組みを法律で規定し、なにがなんでも統廃合や病床削減の決断を迫ろうとしているわけですね。病院名公表というだけで風評被害も広がっているわけで、一方的な発表だったと言われるのなら、病院名の公表そのものを撤回すべきと、こんな国のやり方にきっぱり中止を求めているだきたいと強く要望して、質問を終わります。

## 子育て世代への経済的負担の軽減を

【ばば議員】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問いたします。

本府の新総合計画を見ると、「子育て環境日本一」の基本方針は「2040年に全国平均並みの合計特殊出生率をめざし…」と書かれています。2018年の本府の合計特殊出生率は1.29と全国ワースト3位となっています。この数字は、1990年代後半から2010年ころまでのもっと低い時代からすると改善しているように見えますが、出産適齢期と言われる女性の数が減る中で、出生数は過去最悪となっており、本府の現状は数字以上に厳しい状況にあると言わなければなりません。

そうしたなかで昨年、「京都市内で普通に生活するには月48万円必要」というニュースが、インターネットを中心に大きく取り上げられました。その元となったのは、京都総評を中心にして取り組まれた生活実態調査の結果によるもので、昨年の5月に一人暮らしに必要な生活費を発表され、続いて12月に4人家族の子育て世代に必要な生活費を発表されました。調査結果によりますと、夫婦と子ども2人のモデル家族で、30代で48万円、40代で55万円、50代で70万円の月生活費が必要だと報告されています。その中身は、税金や社会保障費、子どもの大学学費や入学金などを月割にして積み上げたものになっています。社会保障費の負担などが増え続けるなかで、普通の生活をするのに必要な生活費は増える状況にあります。一方、府民経済計算を見ても、この10年の間に府民一人当たり雇用者報酬は、年額で約25万円も減っています。改めて抜本的な賃金の引き上げが必要ではないでしょうか。

さらに、今回の調査報告で特徴的だったのは、子どもの教育費が家計を圧迫するという実態です。学習塾代など30代で2.9万円、40代で3.8万円、モデル家族で子どもが大学に進学する50代になると13万円にまで跳ね上がります。この間進められている調査や統計資料を通して見えてくるのは、現在の最低賃金が「普通の生活」を保障するものになっていないということはもちろん、子育てに関する経済的な負担が府民の暮らしに影を落としている実態です。

こうした実態や解決を望む府民の声が、調査や資料だけでなく垣間見えたのが先の京都市長選挙ではないでしょうか。出口調査を見ますと、18・19歳の約50%、30代の30%以上が福山和人候補に投票し、投票にあたって「子育て・教育」を重視した人の約50%が福山氏を選んだとされています。その大きな要因として、福山候補の掲げた「すぐやるパッケージ」での、給付型の奨学金制度の実施、奨学金返済への利子補給、中学校給食の実施、子どもの医療費の無償化の拡充など、若者や子育て世代への政策があったのではないかと報道されています。

そこで伺います。格差の拡大と貧困の固定化が大きな問題となり、さらにその厳しさが若者や子育て世代の中に深刻な形で表れています。その解決を求める府民の声も大きくなっています。こうした問題の解決には、労働者の賃金アップとそれを実現するための中小零細業者への支援の抜本的な強化、子育てにかかる経済的負担の軽減が不可欠であることが浮き彫りになってきていると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

## 全国的にも遅れている子どもの医療費無償化の拡充を

かつて、「絵にかいた餅」と言われていた子どもの医療費の無償化ですが、府内で最も遅れた京都市の市長選挙や府知事選挙でも、どの候補者も政策に盛り込むなど、府民の声と運動が大きく広がるなかで拡充されてきました。しかし、本府の子どもの医療費助成制度は、昨年9月に通院分の自己負担が月3000円から1500円に引き下げられましたが、月200円までの範囲は3歳未満のまま残され、府内の市町村や全国の自治体の取り組みには程遠いのが現状です。新総合計画に関する特別委員会の総括質疑の際に、知事は『子どもの医療費助成の拡充』『高校生の通学費補助制度の拡充』などが経済的負担軽減策として推進戦略案には書かれていたのに、最終案に書かれていないのはなぜか。もうやらないということか」という質問に、「すでにそういう施策ができたから落とすというわけではございません」と答え、さらなる拡充を否定はしませんでした。しかし、来年度当初予算案では、「子育て環境日本一の京都づくり」と大きく記されていますが、全国でも大きく遅れた子どもの医療費の無償化のさらなる拡充は含まれていません。

そこで伺います。「制度の基礎を作る。上乘せは各自治体の判断」と繰り返しているうちに、全国の水準は中学校卒業まで無料が当たり前になっています。府の水準を「中学校卒業まで無料」に引き上げて、府内の市町村の取り組みを後押しすることこそ、今求められている府の役割ではないでしょうか。ましてや、先日の京都市長選挙で市長は「府市協調でさらに拡充する」と言わざるを得なくなっています。知事の決意をお聞かせください。

## 府域で全員制の中学校給食実現へ府が責任を果たせ

次に、全員制の中学校給食の実施について伺います。

京都府内の自治体で、全員制の中学校給食が実施をされず、計画すら持っていないのは京都市と亀岡市だけになっています。そうしたなか、京都市で「小学校のような全員制の中学校給食をめざす連絡会」が昨年9月に始めた署名運動は、わずか4カ月ほどで22,031筆が集まり、1月28日に京都市に提出をされました。私の住む伏見区でも「友だちに書いてもらう」「職場でお願いします」「家族や親せきに頼む」など次々と署名が広がりました。そして、署名が広がると同時に「なぜ中学校給食ができないのか」「どこが子育て環境日本一なのか」と、子育て施策の遅れへの声が広がりました。

京都市長選挙の際に、福山候補が市内各地で行ったタウンミーティング、私は伏見区の子育て中のお母さんたちが集まった場に参加してきました。そこで出されたのは、「お弁当を作りたくないから給食をやってほしいのではない」「仕事と家事、子育てに追われるなかで、毎日『おいしくて、栄養のバランスの取れたものを』と考えながらお弁当を作るのがどれだけ大変かわかってほしい」「ひとり親家庭だったらもっと大変」など、その大変さ、作りたくても作れない家庭もあることをわかってほしいとの声でした。さらにあるお母さんは、その場に東京に住むお姉さんからもらったという中学校での給食の献立表を持って来られ、栄養バランスはもちろん、世界各国の食文化に触れることができるような献立に「なぜ同じ義務教育なのにこんなにも違いがあるのか」と話されました。今上がっている声は、我が子の成長を心から願い、どこでも安心して子育てできるようにしてほしいという親の声であることを、改めて強く感じました。そして、さらに見なければいけないのは、「選択制」の給食弁当を実施している京都市でも、こうした声が上がっているということです。京都府では、約80%の中学

校で給食が実施されているとされます。しかし一方で、実際に中学校で給食を食べている子どもの割合は37.7%の全国ワースト2位と大きく遅れています。すべての子ども達が食べられる給食の実施が求められています。

すでに全国では、中学校での全員制の給食は当たり前になってきています。府はこれまで、「給食の実施は市町村がやること。その支援は国に求める」と繰り返していきました。しかし、国がその声にしっかりと答えようとしていないときに、本府としても府内のすべての子どもたちが中学校でも給食を食べることができるよう、実施できていない自治体とも連携を取ることが必要だと考えますが、いかがですか。そこまでご答弁を求めます。

**【知事・答弁】**馬場議員のご質問にお答えします。子育てに係る経済的負担の軽減についてであります。子育て世代が安心して子どもを産み育てられるためには、若者が安心して結婚・妊娠・出産できる雇用環境の創出を図り、経済的な不安を軽減することが重要なことと考えております。このため京都府では、賃金の引き上げにつきましては経済団体に対しまして強く要請を行うとともに、早期離職者がブランクなく仕事復帰するための「3年の壁再チャレンジプロジェクト」や企業の奨学金返済制度を支援する「就労奨学金返済一体型支援事業」、また京都ジョブパークにおける相談から就職、職場見学までのワンストップ支援による正規雇用化に努める取り組みを進めてまいりました。子育て中の家庭に対しましては、平成27年度から開始をしました3人目の保育料無償化事業をはじめ、昨年9月には子どもの医療費助成の通院自己負担の軽減を図ったほか、私立高等学校あんしん修学事業をこの4月から年収590万円未満まで実質無償化の対象に拡大することとして、所要の予算を今議会に提案しているところであり、いずれも全国トップクラスの制度を堅持しているところでございます。また新たに産前緊急支援の拡充や子育てにやさしいまちづくりの支援など新規事業にも取り組んでまいりたいと考えております。以下のご質問には関係理事者から答弁させていただきます。

**【保健福祉部長・答弁】**子育て支援医療費助成についてでございます。この制度は全ての子育て家庭を社会全体で支える観点から所得制限を設けず、京都府と市町村が一体となって作り上げてきたものでございます。京都府の役割は制度の基礎となる部分を作り、市町村の取り組みを支えることであり、厳しい財政状況ではありますが、昨年9月には通院時の自己負担上限額を月3000円から1500円に半減し、制度の拡充を図ったところでございます。その上で各市町村は地域の実情を踏まえて独自の措置を講じられているところでございます。また京都府では市町村の財政負担を軽減するために、国に対してナショナルミニマムとして義務教育修了までを対象とする全国一律の制度化と、国民健康保険のペナルティの撤回を強く求めているところでございます。制度の在り方については、昨年9月の拡充後の受診状況などをしっかり見極めるとともに、京都市をはじめ各市町村の意見を十分お聞きするなかで、持続可能で安定した制度として実施してまいりたいと考えております。

**【教育長・答弁】**馬場議員のご質問にお答えします。中学校給食についてでございますが、平成29年度以降の3年間で新たに5市1町の15中学において全員制の中学校給食が実施されるなど、すでに府内の8割の市町村に実施が広がっております。一方、議員からご指摘のあったように、中学校給食を実施する学校の割合に比べて実際に食べている生徒数の割合が低い状況があります。これは府内全中学生の半数近くが在籍している京都市において、給食か、家庭からの弁当持参かを自由に選べる方

式を導入していることに伴うものでありますが、今後は給食の申し込み方法の改善など保護者の利便性の向上を図りながら、中学校給食のさらなる充実をすすめていかれると伺っております。

現在、まだ未実施の市町村におきましてもほとんどの自治体で、実施方法など基本構想の策定が着実に進められている状況であり、府教育委員会といたしましては、引き続き市町村に対して学校給食の意義を伝えるとともに、国に対して給食施設に係る補助制度の拡充や補助単価、面積の引き上げを強く求めるなど、市町村の実情を踏まえながら府の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

**【ばば議員・再質問】** ご答弁をいただきました。子どもの、子育ての負担の軽減については、雇用の環境、子育て環境を整えていくことは重要だということで、「さまざまやってきました」「トップクラスなんだ」と胸を張られるわけですけれども、やっぱり私は実態を見てもらう必要があると思うんです。そういった京都府の中で、合計特殊出生率は全国でも極めて低いと言わなければいけない状況が続いているし、そのなかでどうしていくのかがやっぱり問われているというふうに思うんです。そういったときに、遅れているところにどうやって光をあてるのかということが、私はしっかりと見ていただかなければならないというふうに思います。子育て支援で言いますと、この間で言いますと国でも最低賃金の引き上げをせざるを得ないというような状況になってきていますし、様々な調査を見ても、子育てにかかる経済的負担の軽減が待たないと言われていています。暮らし全体、暮らしの底上げをどうやってすすめていくのかが、社会の中でも大きな課題になっていると思っています。

子どもの医療費助成制度。市町村と一体になって京都府は基礎を作っていくんだという話があったわけなんですけれども、本府と京都市の制度が大きな穴となって残っているということが、私は大きな問題だと思うんですね。こういったなかで、府自身が制度の底上げをすることってというのは、遅れたところを押し上げるということはもちろんですけれども、すでに努力しているところをさらに前に進めると、そういった意味で子育て環境を前に進めていく役割を果たしていくことではないかなというふうに思います。中学校でも必要なんだと言われながらも大きく遅れた実態は、この間ほとんど進んでいないと言わなければなりません。なぜ進まないのか。確かに京都市の問題はあるでしょうけれども、必要だとしながら、具体的な支援策がほとんどおこなわれていないというのが、私は原因ではないかというふうに思うんです。本府に求められているのは、「各自自治体の判断だ」といいながら自らの責任に背を向けるのではなくて、子どもの医療費助成制度の拡充であったり、すべての子ども達が中学校でも給食食べられるようにしていく、こういった支援を、府として必要な施策をしっかりとやりきるということではないかというふうに思いますが、この点についてももう一度答弁をいただきたいと思っています。

**【健康福祉部長・再答弁】** 馬場議員の再質問にお答えいたします。子育て支援医療費助成制度ですが、さきほどご答弁させていただきましたように、この制度は全ての子育て世帯を社会全体で支える観点から、京都市だけではなく京都府は市町村と一体となって作り上げているものでございます。そういった観点から京都府の役割は制度の基礎となる部分を作り、市町村の状況に応じた形で、各市町村は独自にその措置を講じられているところでございます。制度の在り方につきましては、昨年9月に拡充したところでございまして、拡充後の受診状況をしっかりと見極めるとともに、京都市をはじめ各市町村の意見も十分にお聞きするなかで、持続可能な安定した制度、それによって子育て家

庭を支える、そういった制度を維持してまいりたいと考えているところでございます。

**【教育長・再答弁】**馬場議員の再質問にお答えいたします。学校給食についてでございます。学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費は、義務教育小学校の設置者の負担とすると明記されており、すでに給食を実施されている市町ではこの規定に基づき、国の補助を活用しながら施設等の整備を進めてこられたところでございます。また、京都市に置かれましては選択制という形で実施されておりますけれども、この方式採用にあたっては中学校の関係者等々と議論を尽くした結果として採用されたと伺っております。先ほどもお答えした通り、未実施市町のほとんどすでに基本構想の策定を終えており、来年度当初予算案に基本計画策定費を計上した自治体、また令和5年度から中学校給食を提供すると公表した自治体もみられるなど、実施に向けた取り組みは確実に進んできております。府教育委員会といたしましては、先ほどお答えいたしました通り、給食施設に関わります補助制度の拡充を求めていくとともに、衛生管理や食物アレルギー、食育の指導など府としても役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

**【ばば議員・指摘要望】**ご答弁、再答弁いただいたんですけれども、いま内閣府が調査を行いますと、少子化社会対策に関する調査によると、61.7%の国民の方が国や自治体の支援の中身について、「質・量ともに不十分だ」というふうに答えておられます。これは市町村だけではなく、私は本府にも突き付けられているということをしかりと受け止める必要があるというふうに思うんです。そういった意味では、子どもの医療費の助成制度も含めて、全国でも極めて遅れていると。これをどうしていくのか。府が基礎を作ったうえ、あとは市町村の判断なんだと背を向けるのではなくて、どうやって引き上げていくのかということをしかりと向き合っていたきたいなというふうに思いますし、中学校給食についても、同じことが言えるというふうに思います。知事は、本議会の開会日施政方針の中で、「いわゆる子育て支援にとどまらない対策が必要」なんだというふうにされました。しかし、根本の子育て支援も大きく遅れているのが本府の到達点だということをしかりと受け止めていただきたいというふうに思いますし、子どもの医療費の無償化の抜本的な拡充や、中学校でもすべての子ども達が給食食べられるようにする。このこと強く求めておきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

## 設計労務単価の引き上げが現場の建設労働者に届く取り組みを

**【ばば議員】**次に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく、京都府計画と建設労働者の処遇改善に関わってお聞きします。

この間、府民の暮らしや安心安全を根幹で支える土木建設業の厳しい実態について、何度も質問をしてきました。そのたびに、対策の必要性は認めながらも、「設計労務単価が上がっているのに、現場の単価も上がっている」「公共だけ引き上げるのはいかがか」といった答弁が繰り返されてきました。本府では公契約大綱などが実施をされ、国では30%を超える大幅な設計労務単価の引き上げなどが行われてきました。しかし、現場では特に末端の労働者・職人のところで、「上がっていない」との声が引き続き強く上がっています。そうした声を裏付けるように、実態は厳しさを増しています。本府で

言えば 30 歳以下の建設業従事者は約 8,600 人と全体の約 10%しかいません。その内、技術者や技能労働者となれば、その数はさらに少なくなります。府の有効求人倍率が 1.6 倍といわれるなかで、建設は 6.93 倍、土木は 10.03 倍、建設躯体工事にいたっては 26.58 倍という深刻な状況です。

そこで伺います。府や国が実施してきた施策が現場に十分に届いていないと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

こうした状況のなかで、2016 年に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」、いわゆる職人基本法は、「国民の日常生活や社会生活において建設業の果たす役割の重要性を踏まえ、公共事業のみならず全ての建設工事において、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが極めて重要である」と、目的に記しています。そして、そのためにも「適正な請負代金」と「適正な工期」の設定、必要な処置の実施、意識向上、地位向上が図られなければならないとしています。職人基本法では、都道府県に基本理念に則った施策の策定と実施の責務を規定するとともに、計画を策定するよう努めることとされ、現在本府でも計画が策定されようとしています。職人基本法の理念や目的は、非常に重要なものだと思いますし、一人親方を含めたことや、公共事業だけでなく民間工事での対策の必要性についても触れたことは評価できるものだと思います。しかし、国の法律や基本方針、現在策定中の京都府計画の中間案は、現状の厳しさや対策の必要性については触れられているものの、その対策は全く見えてこないといわなければなりません。例えば、安全や健康を上げるうえで重要な健康保険や労災保険などは、国の指導の強化が進められてきています。しかし、現場ではそうした社会保険関連経費はなかなか払ってもらえないという声があります。こうした問題について、「社会保険等の加入の徹底」といったことは出てきますが、じゃあその費用の負担はどうするのかは全く触れられていません。現場の賃金も同じです。「適正な請負代金の設定が重要」としながら、なぜ 30%を超える設計労務単価の引き上げが現場に届いていないのかは全く触れられていません。

そこで伺います。私は、厳しい状況があることは共通の認識となっているなかで、その解決を目指す今回の計画が、現場の実態を真に改善する力を持つものにならなければいけないと考えます。その大前提として、今回の計画の策定はもちろん、その後の検証のためにも、現場労働者・職人の実態をきっちり把握する必要があります。府として賃金や労働条件などの実態調査が必要だと考えますがいかがですか。

## 建築労働者の処遇改善、賃金条項を含む公契約条例の制定を

土木建設業における厳しい状況の改善にあたって、最大の問題は労働者・職人にまでどう施策と賃金を届けるのかではないでしょうか。私はそのためにも、この間何度も求めてきた、賃金条項を含む公契約条例の実施を今こそ検討すべきと考えています。

昨年、公契約条例を実施している愛知県豊橋市でお話を伺ってまいりました。豊橋市では、2016 年度から賃金条項を含む公契約条例を実施しています。大学教授や弁護士、建設業界、労働組合などによる「公契約のあり方に関する懇談会」を設置し、他府県の取り組みを研究するとともに、賃金条項をどう考えるのかなど、検討を重ねて条例制定を行いました。そして、業種ごとに定められる下限とする賃金額などを含めて、毎年条例の中身について検証を重ねておられます。その豊橋市でいま課題だと考えておられるのが「公契約条例の理念をどう民間に広めるのか」ということでした。各業界の集まりに何度も足を運び、条例の考え方や変更点などを丁寧に説明するなど、努力を重ねておられる

とのことです。

これまで本府は、賃金条項を含む公契約条例の制定は、「公契約大綱を実施している」「設計労務単価の引き上げで労働者の賃金は上がっている」「公共だけ引き上げるのは民間への圧力だ」、こうして背を向けてきました。しかし、実施されてきた様々な取り組みは現場に届いておりません。国の設計労務単価の引き上げも、現場からは「上がっていない」との声が本府にも届いているはずで、人手不足や、技術継承の困難など、問題はどんどんとその深刻さを増しています。担い手の確保や技術継承が急務となる今だからこそ、府として賃金条項を含む公契約条例を制定し、賃金の下限、労働条件の条件を府が模範として示し、その理念を府全体に広げる努力こそ必要だと考えます。本府として公契約条例の制定をすべきと考えますがいかがですか。お答えください。

**【建設交通部長・答弁】**建設新法に基づく本府の計画と建設労働者の処遇改善についてでございます。京都府では平成24年に公契約大綱を制定し、公正な競争、地域経済への配慮、安心安全の確保のバランスの取れた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に対応するため公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む内容を規定しております。この間、大綱に基づき府内企業への発注の原則化、元請け下請け関係適正化指針の遵守の追加、重層的な下請け構造の改善に取り組むとともに、近年においては施工期間の平準化、また適正工期の確保及び週休二日制工事の施行など、地域経済の発展や適切な労働環境の確保に着手に取り組んできているところでございます。

また、設計労務単価につきましては、国土交通省などとともに毎年公共工事に従事する労働者賃金を職種別に調査しており、本年も3月からの引き上げを予定しております。これにより平成24年以降の8年間で約40%の上昇となります。しかしながら建設産業に特有の重層的な下請け構造や、一人親方問題などの構造的な問題もあり、民間工事を対象に平成30年度に国土交通省が実施した社会保険の加入や賃金の上昇等に関する調査によれば、工事の下請け業者では技能労働者の賃金の上昇は低い水準にとどまり、「また賃金を引き上げた」と回答する企業の割合も低くなっております。こうしたことから、技能労働者の確保・育成のためには適切な賃金水準の確保等の処遇改善が重要と認識しております。このため京都府といたしましては、設計労務単価の上昇を踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、引き続き国とともに建設業団体へ要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、建設職人基本法に基づく京都府計画につきましては、先般中間案の段階で労働者団体からも意見を聴取したところでございまして、「現場で働く者には賃上げの実感はない」、あるいは「法定福利費や安全衛生経費が確保できていない」などの現場の実情を訴える意見をいただいております。これらの意見やパブリックコメントを踏まえ、年度内にこの計画を策定する予定でございます。また来年度からは関係業者団体や業界団体、労働者団体との情報共有や意見交換の場として、計画に基づく連絡会議を設置し、労働者側の意見も伺うなかで実態把握に努めながら計画を遂行してまいります。

次に賃金条項を含む公契約条例の制定についてですが、労働者の賃金等の労働条件は労働基準法等の関係法令に反しない限り労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に条例等で賃金等の基準を新たに設けることについては慎重に対応することが必要でございます。また労働者の賃金問題は、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地から、ナショナルミニマムとして労働法制の中で対応すべきものと考えております。京都府といたしましては労働行政機関、業界団体、労働者団体の皆様と連携して、民間法人も含め府内の建設業で働く建設労働者の処遇改善を図り、建設業

の担い手確保に努めてまいります。

**【ばば議員・再質問】** ご答弁をいただきました。一点再質問をしたいと思います。

いまの答弁を聞いていますと、やっぱり実態と今やっておられることとのギャップ、これを感じざるを得ないと思うんです。非常に厳しい状況にあると、しかもいま部長からご報告があったように現場、特に末端になっていけば末端になっていくほど厳しい状況にあるっていうことを認めておられながら、じゃあどうするのかと言ったら、「要請をしていきます。」これまで通りですね。これでは、この間改善してこなかったなかで、じゃあどうするのかっていうことが求められているんじゃないかなというふうに思うんです。いまご説明をいただきましたような、「要請を行っていきます」というようなことで本当にこの厳しい状況を改善できるというふうにお考えなのか。この点についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

**【建設交通部長・再答弁】** 馬場議員の再質問にお答えします。

この間、設計労務単価の上昇を踏まえまして、国が調査しております、さきほどの調査におきましても、全体の賃金上昇についてはすでに確認をされているところがございます、その中で工事の下請け業者においては、いまだに賃金上昇率が低い水準にとどまっているといった指摘がございます。これまでの設計労務単価の引き上げ、あるいは国及び都道府県からの業界に対する働きかけ、そういったものの効果も一定見られているというふうと考えられることから、今回京都府といたしましても、現状を良く把握しながら国とともに建設業関係団体への要請に努めてまいりたいと考えております。

**【ばば議員・指摘要望】** 再度答弁いただきましたが、同じことの繰り返しだと、そういうふう思うんです。いま本府が作っております計画の中間案にパブリックコメントが寄せられておると思います。聞いてみますと、「これまで伝えてきたことが理解されておらず残念でならない」「不都合な実態を意図的に見て見ぬふりをしているのではないか」「不信感を持たざるを得ない」、こういった厳しい意見が出されているというふうにお聞きしています。この現場の叫びにどう向き合って、どう応えていくかということが求められています。なにも民間が払う賃金を上げろっていうことを言っているんじゃないんです。公共事業でやっている仕事の中で、少なくとも労働者、厳しい状況にあるということで、しかも設計労務単価が上がって、その分入札価格も上がっている。だったらその分はちゃんと少なくとも職人のところへ行くようにする。こういったことを求めていくってことは、私は当然のことではないかなというふうに思います。施策と賃金をどう労働者や職人に届けるのか、あらゆる手立てを打つことが必要だというふうに思います。本府として、しっかりと実態調査と公契約条例の制定を強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

【山内議員】日本共産党の山内よし子です。通告に基づき質問をいたします。

最初に、教員の長時間労働を是正し、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障することについて伺います。

## 教員への変形労働時間制の導入やめよ

第1に、変形労働時間制の導入の問題についてです。

昨年12月の代表質問でも指摘しましたが、変形労働時間制の導入は、「繁忙期」には1日10時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」と合わせて1年間の平均で1日当たり8時間労働に納めようとするものです。最大の問題は、抜本的な教員の定数改善を行わずに、総労働時間を短く見せかけるためのものであり、教員の長時間労働をさらに促進させかねないことです。本府の公立学校の教員の勤務時間は、持ち帰りを除いても月80時間の過労死ラインを超える方が全国と比べても、たいへん多く、教員の半数以上が過労死ラインを超えて働いておられます。

平成30年度の府教委の調査では、小・中・高校・支援学校の教員の1日の平均勤務時間は11時間を超え、しかも土日の勤務時間の平均は3時間5分となっており、見過ごせない事態になっています。12月代表質問で教育長は、「休日のまとめ取りを推進するためのもの」という認識を示され、「市・町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります」と答弁されました。

しかしこの制度は、「1日8時間労働」の原則を崩すもので、働く者の健康と生活にとってたいへん問題のある過酷な制度です。5年前から府内でも「土曜授業」が府内全域に広がりましたが、振替休日が夏までとれなかったり、また夏休み期間中に振り替える予定が部活で消えてしまい、結局休みが取れないなどの事態も起こっています。研修にプールの指導、クラブの指導、個々の問題行動への対処などなど、教員は長期の夏休み中も忙しく、お盆の特別休暇前後に1週間学校を閉めて休暇を取らなければならないほどで、「閑散期」などではないのです。

そこで伺います。教員の休日のまとめ取りの推進が働き方改革につながるのでしょうか。1日11時間、12時間も働く実態や、振替休日を夏にまとめ取りをせざるを得ない実態、また夏にまとめ取りさえできない実態を解消することこそ求められているのではないのでしょうか。本来、休日の振替は休日出勤をした週で解決しなければならない、それが無理な場合は、前3週間と後16週間の間に取らなければならないとされていますが、府内の土曜授業などの振替の保障はできているのでしょうか。夏に振り替え休日を取らざるを得ない教員が多いではありませんか。お答えください。

京都府教育委員会は、2018年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を定めましたが、2020年度に原則8時までの退勤を100%としています。しかしこれは、そもそも毎日3～4時間の時間外勤務を容認するもので、長時間勤務の解消とは程遠いものです。変形労働時間制は、労働時間の縮減が導入の前提になっていますが、府内の教員の労働時間が縮減していない以上は導入は不可能ではありませんか。

2018年に連合が行った教員の勤務時間に関するアンケート調査では、教員の6割が「今年度になって管理職から早く退勤するように言われた」と答え、そのうち半数近い教員が「持ち帰り仕事が増えた」と回答しています。勤務時間が減ったかのように見せるだけの小手先の対策では、何の解決にも

つながりません。教員をさらに長時間労働に追いやりかねない変形労働時間制は、導入すべきではないと考えますが、いかがですか。

## 正規の教職員を増やし少人数学級実現

【山内議員】教員の長時間労働を解決し、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教育予算を大幅に増額し教員を増やすことが必要です。先日、ある中学の先生にお話を伺いました。1クラス40人近くの生徒を見るのは本当に大変で、面談、家庭訪問、個別指導など、30人と40人では大きく違い、残業を減らせと言われても無理だという声を伺いました。生徒にとっても大きな違いです。少人数なら発言や発表の機会も増えますし、困ったことや嫌なことがあっても先生に相談しやすいのです。少人数学級を実施したクラスでは、子どもたちからは「たくさん発表できるよ」「先生といっぱい話ができるよ」と、保護者からも「個人懇談の時間に余裕があり、先生に相談しやすい」と声が寄せられています。

先に紹介した中学校では、府の加配を使って独自に少人数学級を実施したこともあるそうですが、クラス担任は増えても、クラスが増えた分、教科の授業時間数が増えて、教員の負担が増えます。しかし、それでも無理して少人数学級を実施したそうです。授業時数は増えて大変だけど、少人数学級が必要だと伺いました。

そこで伺います。教育予算の大幅増額と教員の定数改善を国に求めるとともに、本府の「京都式少人数教育」で中学校でも35人以下の学級編成が可能な教員を増やすだけではなく、増えたクラス数に対応する教員も増やす必要があると考えますが、あと何名増やせば、本格的に中学校で35人以下学級が実施できるのですか。そして京都府独自で、中学校でも少人数学級実施のための教員を増やす努力を行うべきと考えますが、いかがですか。

## 授業時間数を縮減し教員の負担軽減を

【山内議員】もう一点は、標準授業時数を大幅に上回るような授業時数を縮減するなど、教員の負担を軽減する問題です。

昨年1月に中央教育審議会は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申を出しました。前文では、「子どものためであればどんな長時間勤務も良とする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、そのなかで教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならないものである」として、定数の改善とともに部活の指導の見直しや、授業時間数の縮減などを求めています。

本府における小中学校の授業時間数も、学習指導要領が定める時間数を大幅に上回っており、小学校1年生では年間56時間、中学2年で43時間上回っています。さらに児童会や生徒会活動、学校行事なども含んだ総授業時数は、多くの学年で100時間前後上回っています。府教委として、市町の教育委員会とも連携しながら授業時間数の削減について取り組む必要があると考えますが、いかがですか。また、土曜授業の在り方についても見直すべきと考えます。いかがですか。

## 正規の教諭の採用を

**【山内議員】** また、過酷な教員の働き方のなかで、教師を目指す若者の減少や講師が見つからない事態も深刻になり、全国でも京都でも教育に穴が空く事態が起こっています。いつ雇い止めになるかわからない臨時の教員を、教員免許を更新をしてまで続ける人が減っているのです。「教育に穴」が空く事態は深刻で、未履修にはさせられないと2人の教員が3クラスを受け持ったり、教頭や教務主任が担任を持ったり、また英語や数学の少人数授業の先生方が、少人数授業を行わずに代替としてクラスを持ったりなど、現場の疲弊に拍車をかけています。産休などは休暇の予定があらかじめわかっているのですから、せめて年度当初の4月から代替の教員を置くべきです。

昨年10月の決算委員会書面審査でこうしたことを求めたときに、府教委は「莫大な人件費がかかる」と検討すらしませんでした。子どもたちの「教育に穴」が空くことと、人件費を天秤にかけることは大問題です。正規の教諭採用を増やすこと、長い間京都府の臨時教員として働いておられる方々を正規として採用することや、年度当初から産休代替の教員を確保することを改めて求めますが、いかがですか。

## 外国籍の子どもの学習権の保障を

**【山内議員】** 次に、外国籍の子どもたちが急増するなかで、その子どもたちの学習を保障し、支援を行う問題についてです。政府の外国人労働者の受け入れ政策によって、日本の労働力人口約6600万人に対して、外国人は平成29年10月末時点で約127万人で、労働力の約50人に1人は外国人です。京都府内の状況も同様で、6万人を超える外国人住民が京都に居住しています。

府内で日本語指導が必要な児童・生徒は、京都市を除いても分かっているだけで138人にのぼるといわれています。母国語は中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語等、多様な国にルーツを持つ子どもたちが日本で学んでいます。しかし日本語の指導方法も分からない、教材がない、教員も専門家も不足しているなどなど、指導上の多くの課題があります。また、子どもたちにとっても、母国語を話す環境がないために、日本語もうまくしゃべれず、母国語もうまくしゃべれず、アイデンティティが保てないなどの問題もあります。日本語指導が必要な児童生徒は、府が把握しているだけでも宇治市に43名、八幡市に25名、福知山や京丹後にはそれぞれ15名前後、相楽や精華町、長岡京市や舞鶴市、綾部市、南丹市など広範囲に及んでいます。

昨年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育は各自治体と雇用企業の責務とされ、日本語指導が必要な児童18人に1人の割合で段階的に教員を配置することになっていますが、加配が配置されても、八幡市は1名のみ、相楽や南丹以北には加配が1名も配置されていません。また加配が配置されていても、そもそも教員が忙しすぎる、講師が不足している状態で、先生方は授業が終わってからも、言葉が通じないなかで必死でその子どもたちの支援を行っています。放っておくわけにはいかないのです。

昨年12月に本府は、「地域における日本語教育推進プラン」を策定しましたが、中間案のパブリックコメントには、「『子どもに対する学習環境の整備』と言いながら具体策がない」「学校に在籍する外国籍児童について、教育委員会と連携して学校教育の中での日本語学習時間の確保と人材バンクの設置が必要」など、貴重な意見が寄せられました。しかし、府の考え方として示されたのは、「子どもに

対しては学校教育での対応が基本となるため、関係する部署と連携して取り組んでいく」と一括して書かれているだけです。

岐阜県では、国から配置される加配教員に加えて、母語を話すことができる外国人児童生徒適応指導員を県単費で19名配置し、また特別の教育課程の編成・実施、来日して間もない外国人児童生徒に対する初期指導のカリキュラムの作成・普及など、国際交流課と教育委員会が連携して支援を行っています。

そこで伺います。府内の日本語指導が必要な生徒の実態、実情をどのように把握しておられますか。外国籍の子どもたちの学びを保障する点で、実態に合った支援員の配置などが求められていると思いますが、いかがですか。また外国籍の子どもたちのアイデンティティを保障するためにも、母国語で学ぶ環境整備も必要だと考えますが、いかがですか。以上お答え下さい。

**【答弁・橋本教育長】** 山内議員のご質問にお答え致します。

#### **（変形労働時間制の導入）**

1年単位の変形労働時間制の導入についてであります。本制度は休日のまとめ取りを実施することにより、教員の自己研鑽やリフレッシュの時間を確保し、教職の意欲向上につなげることで、教員の質能力向上や、意欲と能力のある人材の確保を目指すものであると考えております。そのためにはまず、課業期間中や長期休業期間中の業務量を確実に削減することが重要であり、他の施策と相まって学校における働き方改革を進めるためのひとつの選択肢になりうる仕組みであると考えております。週休日の振替等については、大半は取得できておりますが、課業期間中は授業があることから、夏期休業期間中に振替先を確保せざるを得ない実態があることも踏まえ、教員については健康状態にも配慮しながら、振替期間を実施後16週まで延長しております。

1年単位の変形労働時間制の導入の前提につきましては、国会の付帯決議を踏まえ、今後、文部科学省から省令および指針によって示されると聞いておりますが、府教育委員会といたしましては、その内容も踏まえ市町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります。

#### **（教員の増員について）**

次に、委員ご指摘の、中学校における学級数の増加に対応した教員の増員についてでございますが、今年度の生徒数をもとに、本府の定数配当基準をもとに試算をすると、府内すべての中学校に於いて35人で学級編成をした場合と、40人で学級編成をした場合の差は、約150人になります。一方で、本府では35人を超える学級規模の解消や少人数指導を実施できるよう、国の指導方法を工夫改善定数に加え、府独自の定数を措置しているところであり、府全体としては学級数の増加にも対応した教員を配置している状況となっております。各市町教育委員会におかれましては、「京都式少人数教育」の枠組みを活用し、各学校の状況や課題を踏まえながら、少人数学級編成と少人数指導を選択して対応いただいている状況であるところであります。現状以上の拡充を図っていくためには、国が標準法を改正し、学級編成基準の引き下げや基礎定数の改善を図ることが必要であり、これまでから国に対して定数の拡充等を要望しているところであります。

次に、昨年3月の国の通知において、教育課程の編成・実施にあたっては、学校における働き方改革に配慮するよう依頼があったところであります。府教育委員会ではこの通知を受け、各校で教員の過度な負担にならない適切な授業時数となるよう、各市町教育委員会に通知をしたところであります。

が、いずれにせよ授業時数は市町教育委員会の権限と責任により設定されているものであり、今後とも必要に応じて助言をして参りたいと考えております。

また、土曜授業につきましては、各学校がより多様で魅力的な教育活動を展開するため、保護者や地域住民参画が得やすい土曜日を活用した行事や公開授業が行われており、仕事で平日の授業参観に来られない保護者が学校での児童生徒の様子を見られる等のメリットがあると考えております。土曜授業の実施については、児童生徒や教員の過度な負担とならないよう、土曜日の児童生徒の過ごし方や地域の実情を踏まえ、各学校や市町教育委員会において判断されており、今後とも必要に応じた助言や他の自治体の取り組み、府内の状況についての情報提供等に努めてまいります。

### （「教育の穴」について）

次に、「教育の穴」問題についてであります。年度当初から産休代替の教員を確保することについては、二重に人件費が必要となり、府民や納税者の目線から理解が得られるのか、といった課題から、他府県における効果も検証しながら慎重に対応すべきであると考えております。一方で退職者数が減少傾向にあるなか、令和2年度は前年度を上回る約430名の優秀な人材を採用する予定でございます。また、法律上、講師を無条件で採用する事できませんが、講師経験を有する方を対象に、一定の基準を設けて一次筆記試験の一部を免除したり、今年度からは実質的に年齢制限を撤廃し受験機会拡大を図るなどの工夫を図っているところでございます。

### （外国人児童への学習支援について）

最後に外国人児童に対する学習支援についてであります。日本語指導が必要な児童が約140名いるなかで、日本語指導支援員が18名、母語支援員が14名配置されるなど、各市町村において様々な支援が行われているものと認識しております。府教育委員会といたしましては、一人ひとりの母語・母文化を尊重しながら、日本語指導を含めたきめ細やかな支援体制の充実とともに、多様なニーズに応じた支援が重要であると考えております。このため、府教育委員会では国の補助事業を活用し、府内二市において、日本語指導支援員の派遣や個別の指導計画の作成による日本語指導、母語支援員による保護者との連絡調整、関係教員向け会議の開催による成果の普及や情報共有などの取り組みを推進しております。

また、本事業では、小学校入学前の幼児及び保護者が母語・母文化を学ぶプレスクールや、家庭と学校の地域連携を目的として母語・母文化を学ぶ親子教室なども、各市町村で取り組むことが可能となっております。今後とも、市町教育委員会に対し、本事業の有効な活用を促すとともに、国の「外国人児童・生徒受入の手引き」や日本語指導アドバイザーの派遣制度などのいっそうの周知を図るとともに、京都府国際センターをはじめとする関係機関と連携をしながら、外国人児童生徒への支援充実に努めてまいりたいと考えております。

**【山内議員・再質問】**最初に数点指摘をいたします。少人数学級の実施についてですが、中学校では150人必要だということでしたけれども、ぜひ150人増やすべきだと思います。選択出来るというふうに仰いましたが、生活の単位である一クラスの人数を少人数にすることは、いじめや不登校も減少し、子どもたちの学力向上にとっても必要な、基本的な基礎的な教育環境です。少人数授業と少人数学級とを並列において、どちらかを選択させるのではなく、1クラスの人数をまず35人以下にするこ

と、その上でTTや少人数授業など、子どもたちの実態に応じて教員を配置できるようにすべきです。府内のすべての学校で少人数学級を実施できるよう、計画的に教員を増やす予算措置を強く求めるものであります。

また、日本語指導が必要な子どもたちの問題についてです。知事は開会日に外国人材の活躍を後押ししていくと述べられましたが、その子どもたちが学校できちんと教育を受け、日本語も分かるし基礎的な教養も身につけることができるようにすべきです。今教育長から答弁がありましたけれども、学校教育のなかでもきちんと日本語指導ができるように、一番子どもたちが生活をしている場所で日本語の指導、それから教養も身につけることができるようにすべきですし、たぶん実態の把握が遅れているというふうに思いますので、きちんと実態を把握することから始めていただきたいと思います。

再質問ですが、変形労働時間制の導入についてですが、導入に向けた文部科学省の教育関係団体のヒアリングの中でも「超勤実態の固定化につながる」「異常な長時間労働の実態を隠蔽する危険性があり、導入すべきではない」など反対の意見が相次いでいました。現場からも「夏休みまで体がもたない」と声が上がっています。教育長は今、教員の資質向上に効果があるというふうに仰いましたが、教員の時間外勤務の今の実態をどういうふうに考えているのか、変形労働時間制度の導入でいったい何が解決できるのか、お答えください。

**【再答弁・橋本教育長】** 山内議員の再質問にお答え致します。変形労働時間制に関するお尋ねでございます。変形労働時間制の導入が長時間労働の固定化等につながるのではないかといたお尋ねでありましたが、先程も少し触れましたが国会の附帯決議におきましては、この制度の導入の前提として在校時間の上限や部活動ガイドラインを順守すること、また当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことなど指針に明記した上で、これを守るように省令に規定をするというふうに求められております。これを踏まえた上で制度導入を検討することになりますので、導入によりましてさらに長時間勤務になる、長時間勤務を固定化するという指摘は当たらないと考えております。ただ、いずれにいたしましても、学期中、長期休業期間中の業務量を確実に削減していくことは非常に大切なことですので、引き続き教員勤務の改善に向けて、また働き方改革の推進に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**【山内議員・指摘要望】** ただ今教育長から答弁がございました。いろいろ附帯決議が付いてるということでしたけれども、在校時間の上限を決めても、問題の解決になるのかということがあります。持ち帰り残業が増える、そういう懸念もあります。昨年の12月の質問、若干繰り返しますが、新聞の調査で10年間の教員の過労死は63人との報道がありました。これあくまでも公務災害に認定された方の数で、氷山の一角です。今日も和歌山県の高校の教員が9年前に自殺したのが過労自殺だったということで、当初公務外とされた方が再審査を行って公務災害と認定されたというような報道があったところです。今やらなければならないのは、定数を改善せずに授業時数を増やしてきた国の政策を見直すことと同時に、府教委が自らの施策を厳しく見直すことです。府教委の「働き方改革実行計画」には教員の意識改革や現場の努力を求めています、肝心の授業時数をどのように減らしていくのか、まったく触れられていません。府教委としてどのように授業時間数を減らすのか、また教員を増やすのか具体的な計画を立てるべきです。厳しく指摘して次の質問に移ります。

## 高学費の解消と給付制奨学金の創設を

【山内議員】次に大学の高学費の解消と給付制奨学金の創設についてです。

2012年に日本政府は国際人権規約の「中等・高等教育の段階的無償化」を定めた条項の留保を撤回し、批准しました。しかし、依然として日本の学費は世界的にみても高く、無償化に向かっているとは到底言えないどころか、国立大学で学費を値上げをすることが出るなど、逆行する事態がおこっていることは重大です。労働者福祉協議会が行った「奨学金や学費負担に関するアンケート調査結果」が昨年5月に発表されました。勤労者を対象に行ったものですが、高等教育関連の負担に関して優先的に実現してほしいことについて、「大学などの授業料の引き下げ」を第1に挙げた方が48%と突出して多くなっています。高い学費を負担するために、奨学金を目一杯借りたり、1日8時間近くアルバイトをして授業に出られなかったりと、学業に支障が出る事態も異常です。京都府として学費引き下げを国に求めることが必要と考えますが、いかがですか。

また、4月から低所得世帯を対象とした高等教育の修学支援制度が始まりますが、現行で授業料が全額または一部免除されている国立大学学部生4万5千人のうち、新制度の導入で同額以上の支援が受けられるのは2万1千人のみです。1万1千人の支援額が減少し、1万3千人は支援が受けられなくなります。先の京都市長選挙では、自治体による給付制奨学金の創設を求める声が広がり、「塾講師のアルバイトと有利子奨学金で学費と生活費を賄っている。給付制奨学金があったら助かる」という大学1年生の声や、「大学に行くお金を貯めるためにアルバイトをしている。給付制奨学金をぜひ作ってほしい」という20代の男性など、多くの切実な声が寄せられました。

本府では、返済不要の奨学金の創設を求める若者の運動などのなかで、独自に就労奨学金返済一体型支援事業を創設をされましたが、補助対象者は昨年度は27社80人、補助金額は316万円にとどまっています。もともと制度創設時は1億円の予算が組まれていましたが、来年度予算案を見ると予算額も2千万円に減っています。せめて中小企業の負担をなくすなど、この制度の見直しや改善が必要と考えますが、いかがですか。

奨学金を返済している若者に、例えば利子分の補助をするなど、直接支援する制度を作るべきと考えますがいかがですか。また京都府として、大学生に対する返済不要の奨学金制度の創設を求めますがいかがですか。以上お答え下さい。

【知事答弁】山内議員のご質問にお答え致します。大学の学費引き下げについてであります。大学の授業料や入学金といった学費につきましては、国立大学におきましては国が定める金額を標準額とし、社会経済状況等を総合的に勘案して設定されているものでございます。また、私立大学におきましては、各大学の経営方針や運営の観点から、各大学独自の判断で設定をされております。その上で、経済的な理由で学費負担が困難な大学生につきましては、国におきまして給付型の奨学金や貸与型の無利子奨学金の負担軽減制度が設けられているところでございます。来年度からは、給付型奨学金の対象者を今年度の4万1千人から約51万人へと大幅に増員することに加えまして、授業料や入学金の減免制度が創設されるなど負担軽減の大幅な拡充を図ることとされております。なお、府立の大学につきましては、国の新しい制度を上回る授業料減免制度を以前から設けておりまして、引き続き安定して学業に励めるように努めてまいりたいと考えております。

**【答弁・古川文化スポーツ部長】** 奨学金返済者に対する利子補給制度と奨学金制度についてでございます。

大学生に対する就学支援につきましては、これまでから大学を所管する国の責任において、充実が図られてきたところでございます。有利子奨学金につきましても、各銀行の教育ローンよりかなり低い0.002%~0.153%の金利が設定されている上、学費軽減の考え方と同様に、経済的困窮者や失業、病気などの際には返済期間の猶予を行うとともに、猶予中は無利子とされているところです。また、給付型奨学金につきましても、これまでから国において充実が図られてきており、特に来年度からは、授業料・入学料の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金の支援対象者も年収270万円以下の住民税非課税世帯から、年収380万円未満の住民税非課税世帯に準じる世帯にまで拡大されることになり、国の試算によりますと給付型奨学金の支給対象人数は約51万人まで拡充される見込みとなっております。

京都府といたしましては、国に対しまして大学生に対する修学支援の充実に向け、引き続き教育費への負担感が強い多子世帯に対する支援の充実や授業料減免、給付型奨学金の更なる拡充などを求めますとともに、この独自支援策であります高校生に対する「あんしん修学支援事業」を拡充する予算を今議会提案し、次世代を担う子どもたちが経済状況に左右されることなく、安心して学べる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**【答弁・鈴木商工労働観光部長】** 就労奨学金返済一体型支援事業についてでございます。本支援事業は、若者の経済的負担を軽減し、職場定着を促進するとともに、中小企業の魅力向上により人材確保につなげることを目的に実施しております。平成29年度の制度創設以降、支援対象者の府内居住要件の廃止や対象となる事業所の拡充など、より活用しやすい制度に改善するとともに、子育てサポートチームが府内企業2万5千社を訪問するなかで、制度の周知を図ってまいりました。これにより、制度導入企業は、制度を創設いたしました平成29年度は14社だったところ、本年1月末で52社、支援対象者は205人となったところでございます。制度を導入・利用している企業や従業員からは、「学生の確保につながった。返済の負担が軽減され、安心して働くことができる」などの声を聞いており、引き続き経済団体とも連携し、制度の普及を図り若者の経済的負担の軽減と人材確保につなげてまいります。

**【山内議員・指摘要望】** 知事からご答弁ございましたけれども、大学の学費についてですが、国際的に見てみますと、日本の高等教育の費用が非常に負担が重いというのは、国際的な問題にもなるくらいですので、やはり国にもきちんとものを言うていただきたいと思います。就労奨学金返済一体型支援事業について、少しずつ広がっているということでしたけれども、今、中小企業をめぐる経営環境が厳しいなか、企業が負担しなければならない制度では、利用したくてもできない企業があるのではないかと思います。ぜひ、検証をおこなっていただきたい。

同時に、返済している若者や、奨学金を必要としている大学生などに直接届く制度が必要だと思えます。鳥取県では大学、短大、高等専門学校生を対象に、奨学金の利子を助成する制度とともに、月に2万円から4万円の給付制奨学金制度を作って運用されております。本府でもぜひ制度を創設されるよう要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 【他会派議員の一般質問項目】

2月20日

### 村井弘議員（公明・宇治市及び久御山町）

1. 水道事業について
1. 水道の持つ役割について
2. 府営水道3水計の料金統一について
3. 持続可能な府営水道事業の実現について
4. 公営企業としての府営水道について

### 前波健史議員（自民・京都市伏見区）

1. 子育て環境日本一へ向けた取組について
2. 災害時の住民避難について

### 山本篤志（府民クラブ・木津川市及び相楽郡）

1. 保育人材等の確保・質の向上について
2. 放課後児童支援員等の育成・確保と資質向上について
3. 木津東バイパス、東中央線開通に伴う安全対策について

### 家元優（自民・福知山市）

1. 地域医療の現状と課題について
2. 大学等高等教育機関との連携による地域振興について

### 藤山裕紀子（自民・宇治市及び久御山町）

1. 洛南病院建替整備事業について
2. 地場産業が連携したビジネス創造について
3. 宇治茶振興について

2月21日

### 平井齊己議員（府民クラブ・京都市北区）

1. 障がい者の防災対策について
2. 障がい者の文化芸術活動について
3. 特別支援学校におけるIoTの活用について

### 青木義照議員（自民・京都市中京区）

1. 府営水道について
2. 防災対策について
3. 文化庁の移転を契機とした文化芸術の振興について

### 池田正義議員（自民・舞鶴市）

1. 京都舞鶴港の振興について
2. 森林・林業について
3. 雇用対策について

2月25日

### 田中健志議員（府民クラブ・京都市中京区）

1. ギャンブル等依存症対策について
2. パートナーシップ制度の検討状況について
3. アレルギー疾患対策について

### 上倉淑敬議員（維新・京都市伏見区）

1. 子育てに関する支援について
2. 府営住宅の指定管理者制度導入について

### 園崎弘道議員（自民・城陽市）

1. 新しい技術の積極的活用について
2. 府立公園の官民連携について
3. 京都環状ネットワーク構想について